

令和8年度（2026年度）エコキュート導入補助金（前期）

補助概要

補助額	1件につき4万円
補助枠	50件（先着順）
申請期間	令和8年7月1日（水）～令和8年10月31日（土）

補助対象者

申請日時点で、市内に所在するエコキュートを導入した戸建住宅に自ら（又は生計を一にする家族が）居住する者（本人か家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る）
補助対象事業に係る契約の発注者
市税の滞納がない者
熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

補助対象事業

令和8年（2026年）3月1日～令和9年（2027年）2月末日までの間に事業が完了（代金の支払い及び引渡しが完了）したものであること
エコキュートについて、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること （店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）
エコキュートの年間給湯保温効率が3.6以上、ふろ保温機能のない機種にあっては、年間給湯効率が3.7以上のものであること （JIS C 9220において）
設置されたエコキュートが、新品（未使用品）であること
設置されたエコキュートは、補助対象者が所有するものであること （リースその他補助対象者等に所有権がないものは対象外）
補助対象経費が20万円以上であること

補助対象経費

エコキュートの購入費 ※値引きがある場合は、値引き後の金額とし、工事費・配送費等の諸経費や消費税相当額は控除した額
--

令和8年度（2026年度）エコキュート導入補助金（前期）

必要書類※写し可

書類説明	例	補足情報
交付申請書兼実績報告書（様式第6号）		オンライン（LoGo フォーム）で申請を行う場合は不要。
補助対象経費の内訳等契約内容が確認できる書類	契約書、注文書、見積書等	内訳はエコキュートの金額、型番が確認できる必要がある。
エコキュートの年間給湯効率又は年間給湯保温効率及び型番とメーカーの提示した型番が照合できる書類	カタログ等	
エコキュートが新品であることが確認できる書類	保証書、出荷証明書等	納品書の場合は、業者による新品である旨の但し書きが必要。
住民票		本籍地及びマイナンバーの記載がないもの
エコキュートの全景及び型番が確認できるカラー写真		
支払いが完了していることを確認できる書類	領収書、清算書等	契約書等の記載内容と突合できるもの。
引渡日が確認できる書類	引渡証明書等	引渡日が支払日より遅い場合のみ必要。
補助金の振込先が確認できる書類	通帳の写し等	銀行名、支店名、口座名義、口座番号が確認できること